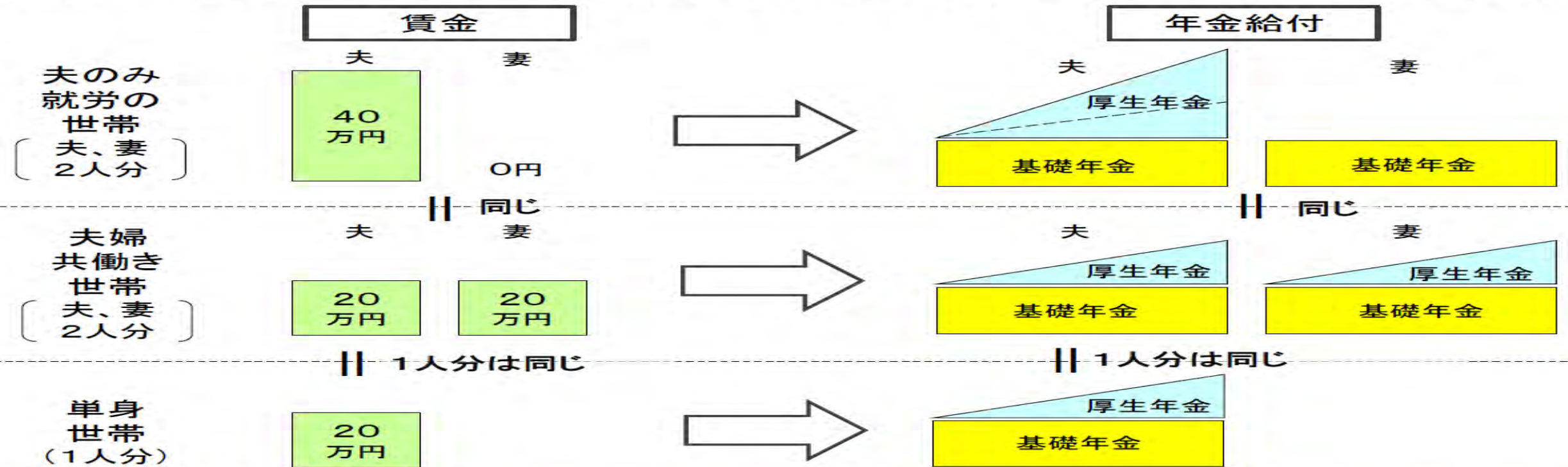


令和元年財政検証関連資料

多様な世帯類型における所得代替率

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



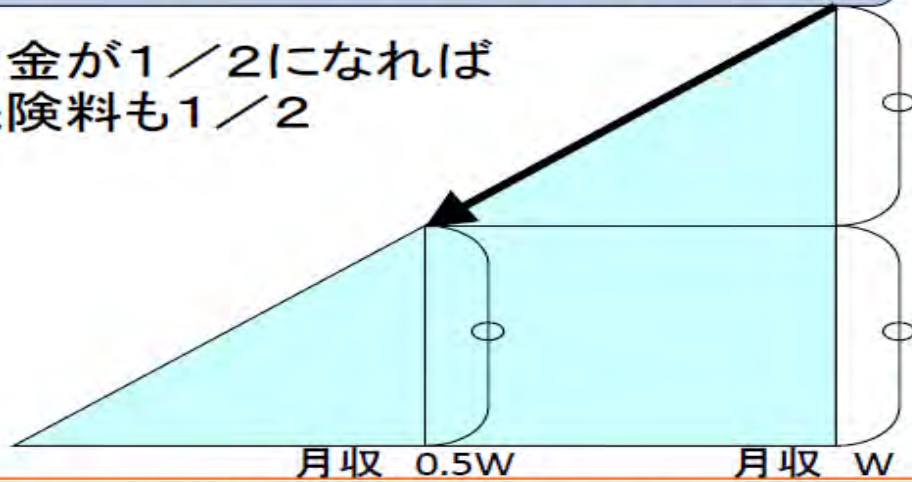
賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

公的年金の負担と給付の構造(所得再分配の仕組み)

○ 賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2以上となる。(厚生年金制度の持つ所得再分配機能)

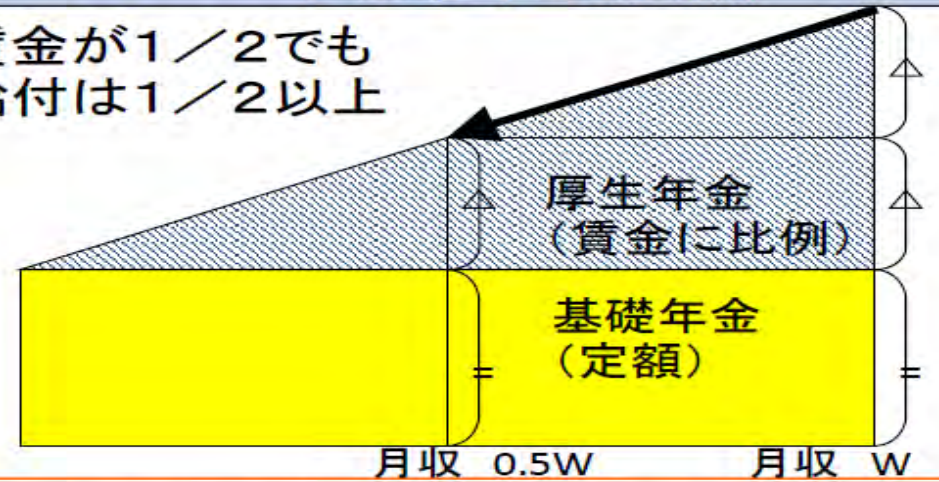
保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば
保険料も1/2



給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも
給付は1/2以上



個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金水準が低いほど、年金の現役時賃金に対する比率は上がる

夫婦2人分の負担と給付について

| | | | |
|-----------------|----------------------|------|----------------------|
| 賃金※1 (手取り賃金) | 21.9 万円 (17.9 万円) | 50% | 43.9 万円 (35.7 万円) |
| 保険料※2 | 2.0 万円 | | 4.0 万円 |
| 年金額 | 合計 17.5 万円 | | 合計 22.0 万円 |
| | 比例 4.5 万円 | | 比例 9.0 万円 |
| | 基礎 13.0 万円 | | 基礎 13.0 万円 |
| 年金/現役時賃金(手取り) | 合計 98.1 % | 約80% | 合計 61.7 % |
| | 比例 25.3 % | | 比例 25.3 % |
| | 基礎 72.8 % | | 基礎 36.4 % |

モデル年金
の賃金

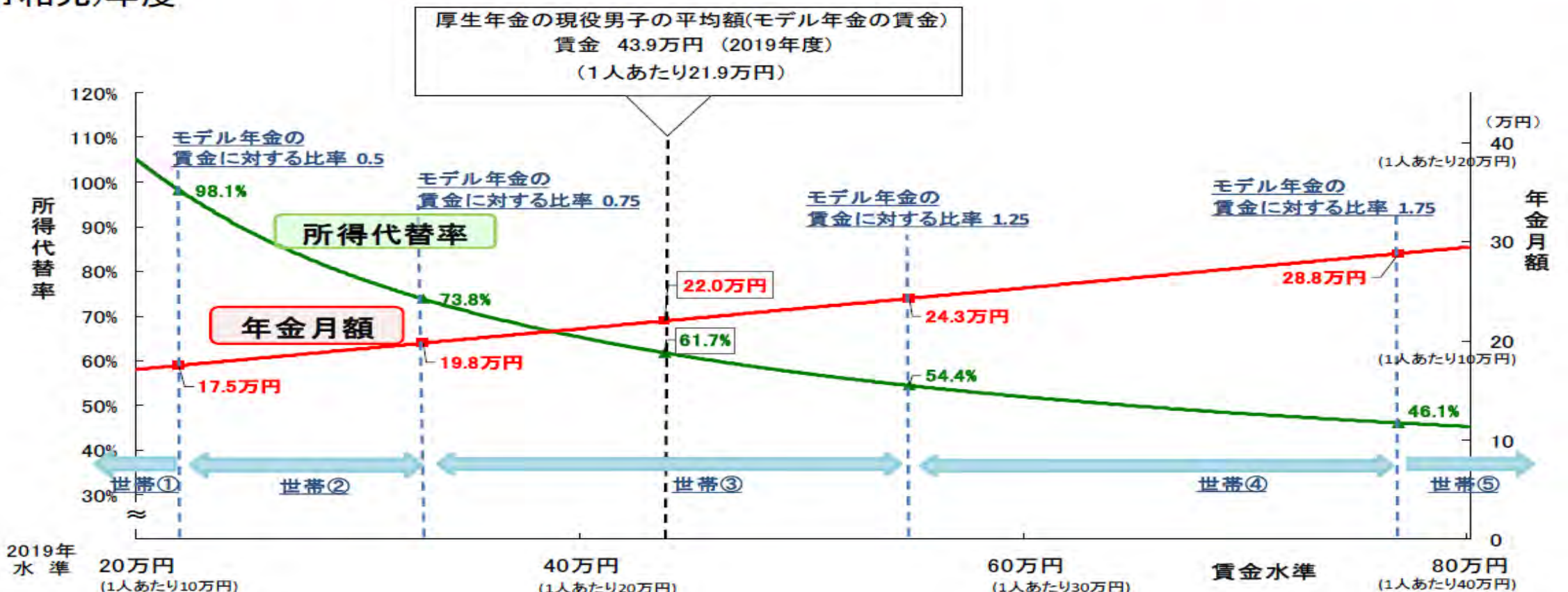
※1 賃金は、税・社会保険料控除前である。

※2 保険料は、標準報酬等級月額によらず、厚生年金の保険料率(被保険者本人の負担分)を賃金に乗じて計算している。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。**

○ 2019(令和元)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月~12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の15所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。